訪問介護等利用者負担の助成について（市）
（ご案内）

介護保険の訪問介護、夜間対応型訪問介護、予防型訪問介護、生活支援型訪問介護の利用者は、本市発行の認定証を提示すると、利用者負担が助成されます。

1.　対象者

（1）生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を含む）に属する方であって、平成17年度末以降、国の経過措置対象者として認定されていた方

（2）生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を除く）に属する方であって、平成17年度末以降、市の経過措置対象者として認定されていた方

（3）65歳到達により介護保険の対象となった方のうち、65歳到達前に障害を原因として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、鹿児島市障害福祉サービス等利用者負担額助成対象者として利用者負担助成を受けていた方又は受ける資格のあった方

（4）平成18年度以降に介護保険の対象となった方（対象となった40歳以上65歳未満で特定疾病として要介護又は要支援の認定を受けた方）のうち、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

2. 申請に必要なもの

○ 介護保険被保険者証	○ 印鑑（朱肉を使用するもの）
○ 訪問介護等利用者負担助成対象者認定証	
○ 上記対象者(1)(2)の方で、世帯の生計中心者が申請日の年の1月1日の住所が鹿児島市でない場合、所得税課税状況がわかるもの	
○ 身体障害者手帳等（写しでも可）	
○ 来庁者の本人確認書類（運転免許証など）	

お問い合わせ先　　**鹿児島市介護保険課　給付係**
☎099－216－1280（直通）

※ 申請は、各支所の介護保険担当窓口や郵送でも受け付けております。

令和5年5月作成